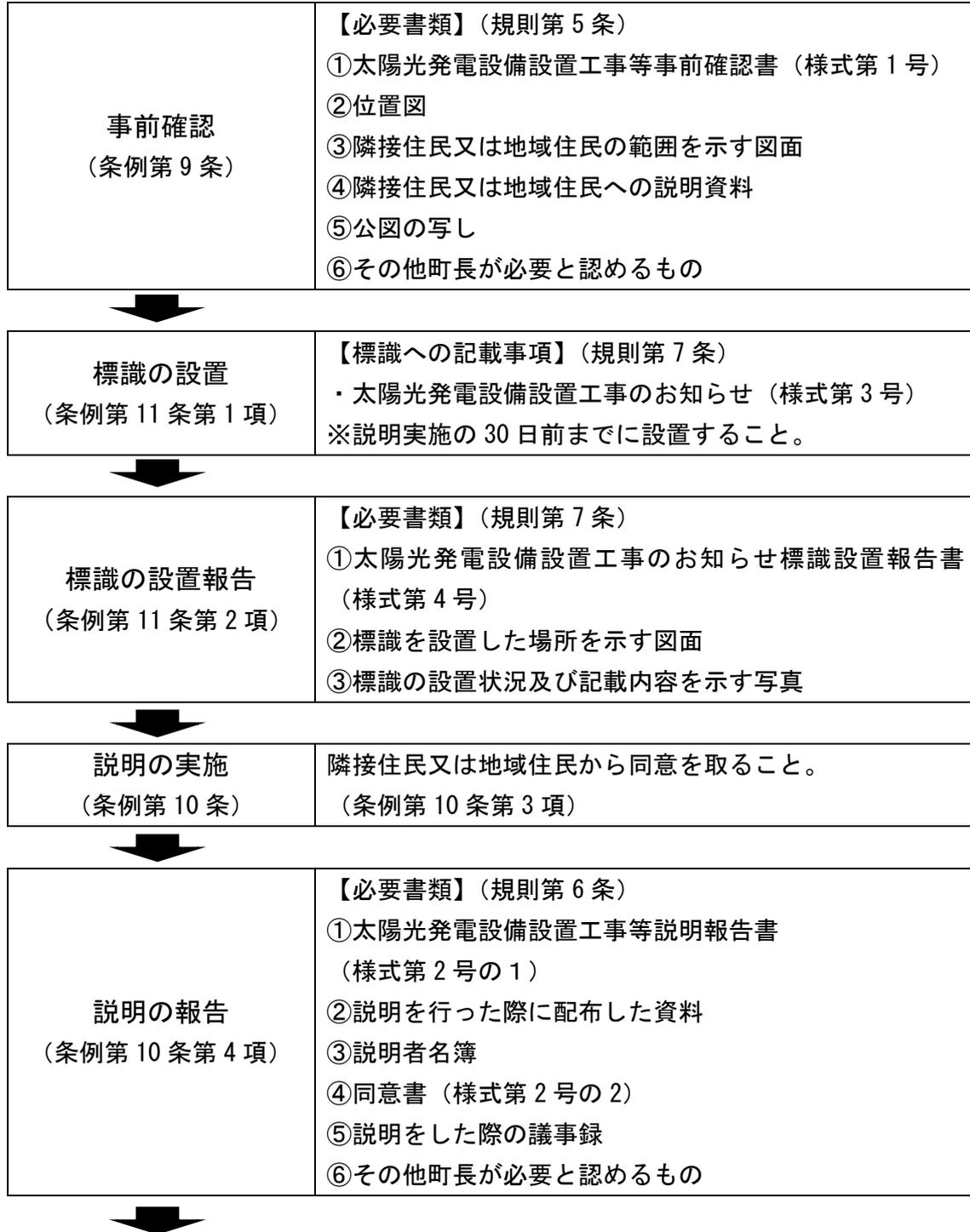


設置・変更等の手続きフロー



<p>計画書の提出及び協議 (条例第 12 条第 1 項)</p>	<p>【必要書類】(規則第 8 条第 1 項)</p> <p>①太陽光発電設備の設置、管理等に関する計画協議書 (様式第 5 号)</p> <p>②太陽光発電設備の設置、管理等に関する計画書 (様式第 6 号)</p> <p>③規則別表 3 に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置者の住民票の写し (法人その他の団体にあつては、登記事項証明書) ・ 位置図 ・ 土地利用計画図 ・ 土地求積図 ・ 土地造成計画平面図 ・ 土地造成計画断面図(縦断図及び横断図) ・ 雨水排水計画図(排水施設を設置する場合に限る) ・ 事業区域の公図の写し(計画書提出日 3 ヶ月以内) ・ 事業区域の土地の登記事項証明書(計画書提出日 3 ヶ月以内)又は賃貸契約書 ・ 工事工程表 <p>※工事着手 60 日前までに提出すること。</p> <p>※計画書の内容を変更しようとするときは、当該変更に伴う計画書(規則第 8 条第 2 項)を町長に提出し協議しなければならない。ただし、変更事項が軽微なもの(規則第 8 条第 3 項)については、この限りでない。</p> <p>【必要書類】(規則第 8 条第 2 項)</p> <p>①太陽光発電設備の設置、管理等に関する変更計画協議書(様式第 7 号)</p> <p>②太陽光発電設備の設置、管理等に関する変更計画書(様式第 8 条)</p> <p>③変更を明らかにする書類</p> <p>※変更事項が軽微なもの(規則第 8 条第 3 項)</p> <p>①事業区域の縮小</p> <p>②太陽光発電設備の出力の縮小</p> <p>③町長が軽微な変更と認めるもの</p>
---------------------------------------	---



<p>協議終了の通知 (条例第 13 条)</p>	<p>【必要書類】(規則第 9 条) 太陽光発電設備の設置、管理等に関する計画協議終了 通知書(様式第 9 号)</p>
↓	
<p>協定の締結 (条例第 14 条)</p>	<p>【協定事項】(規則第 10 条) ①生活環境の保全 ②災害発生の防止及び安全対策 ③太陽光発電設備及び事業区域の管理 ④その他町長が必要と認めるもの</p>
↓	
<p>工事着手の届出 (条例第 15 条)</p>	<p>【必要書類】(規則第 11 条) 太陽光発電設備設置工事着手届(様式第 10 号)</p>
↓	
<p>工事着手</p>	
↓	
<p>工事完了の届出 (条例第 15 条)</p>	<p>【必要書類】(規則第 11 条) 太陽光発電設備設置工事完了届(様式第 10 号) ※次のいずれかに該当する場合にも、様式第 10 号を提出 すること。 ・ 施行中の設置工事を中止するとき ・ 中止していた設置工事を再開するとき ・ 施行中の設置工事を廃止するとき</p>
↓	
<p>事業廃止の届出 (条例第 16 条)</p>	<p>【必要書類】(規則第 12 条) 太陽光発電事業廃止届(様式第 11 号)</p>
↓	
<p>地位の承継 (条例第 17 条)</p>	<p>※地位の承継が生じたとき 【必要書類】(規則第 13 条) ①太陽光発電事業設置者地位承継届(様式第 12 号) ②設置者の地位を承継した事実を証する書類 ③設置者の地位を承継した者の住民票の写し(設置者の 地位を承継した者が法人である場合にあっては、法人の 登記事項証明書)及び印鑑証明 ④太陽光発電設備の保守点検に係る契約書の写し(地位 を承継した者による契約に限る)</p>

	<p>⑤その他町長が必要と認める書類</p> <p>※管理者が変更になるとき</p> <p>【必要書類】（規則第 13 条第 2 項）</p> <p>①太陽光発電事業管理者変更届（様式第 13 号）</p> <p>②管理者の変更を証する書類</p>
--	--